

Title	「公文備考」に記載せる曾根俊虎被告事件
Sub Title	"The accused case of Toshitora Sone" recorded in "the official document-note"
Author	佐藤, 茂教(Sato, Shigenori)
Publisher	三田史学会
Publication year	1975
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.46, No.3 (1975. 2) ,p.99(323)- 116(340)
JaLC DOI	
Abstract	Toshitora Sone, who was a naval officer during the first half in Meiji period and an investigator on CHINA and VIET-NAM, wrote many books concerning of Asia. Almost of them were written in 1880's. When we see "The Dictionary of Asian History" and other reports about Toshitora Sone, his work-"HOETSU-KOHEI-KI" (The Battle Between France and Viet-Nam)-has been introduced as it had been prosecuted for its own comment. In addition to it, they tell us Sone was obliged to be discharged from military service. Indeed, though there are very few comments in "HOETSU-KOHEI-KI" on the then Japanese government foreign policy, such comments are not so violent as it was prosecuted. I reported "HOETSU-KOHEI-KI" had not been prosecuted in "SHIGAKU" (VOL.XLV., NO.1, 1972.). This report depended on Sone's "Naval Official Record". This report, however, was not clear on several points. The first-the truth of the relation between Sone and Tokichi Tarui. The second-what were the prosecuted points? The third-what were the critical words? The fourth-about the contempt of a Government official. The last-how wanted to manage this problem in the naval circles? We can understand clearly by "The Official Document-Note" in the Defense Agency. By seeing "The Official Document-Note", there was not only the prosecuted case on "HOETSU-KOHEI-KI", but Toshitora Sone was implicated in the political movement of democratic rights. In the naval circles, they made efforts to hush up the matter of Sone's action concerning of that movement, and so he was given a verdict of "not guilty". If there had not had the naval circles' efforts, Toshitora Sone would have been tried at a formal trial not in the naval court-martial. Why was "HOETSU-KOHEI-KI" thought as the accused case? I think this book was published in 1886 when Sone had the relation with the political movement through Tokichi Tarui who was arrested in this year, and moreover the matter of fact was not spoken by the naval circles. That is the reason why this book was thought as so, I think.
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19750200-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「公文備考」に記載せる曾根俊虎被告事件

佐藤茂教

まえがき

曾根俊虎については『史学』第45巻第1号に、「引田利章の経歴紹介と曾根俊虎に関する若干の史料」と題して発表されていただいた。その中で、曾根の海軍奉職履歴中にある明治二十一年十月十日の横須賀鎮守府法廷での判決文全文を引用し、特に「……裁判権ノ条約草稿ニ関スルボアソナード意見書、ボアソナードト井上毅トノ対話筆記、条約改正議事録抜書等ヲ印刷ニ付スルノ協議ヲ樽井藤吉カラ受ケ、当草稿ニ評語ノ幾分ヲ記入シ、二十年十一月中ニ密カニ印刷ニ付シ之ヲ頒布シ、及ヒ廟堂官吏ノ職務ニ対シ侮辱シタリトノ被告事件審理ヲ遂クル処……証馮備ハラサルヲ以テ無罪」とある判決箇所と、この判決文中に『法越交兵記』に關しては一切記載されてはいないことと、この書が法越問題に端を發し清仏戦争に及ぶ内容のものであったとはいへ、当時日本政府がとつた態度を手きびしく批判したといえる程のものではなかつたという三点から『東亜先覚志士記伝』『対支回顧録』『アジア歴史事典』等々に、『法越交兵記』が筆禍を招き、それがために曾根は海軍を退くにいたつたとあるのは一考を要するのではないかと述べた。

しかし、この奉職履歴中の判決文だけでは、(一) 曾根と樽井藤吉との具体的な係わり (二) 「当草稿ニ評語ノ幾分ヲ記

入シ」とあるが、実際にいかなる評語を記入したというのか (三) 「廟堂官吏ノ職務ニ対シ侮辱シタリ」とあるのは一体全体何を指しているのか (四) 海軍部内ではこの事件をいかに処理しようとしていたのか (五) この事件の真相は何であったのか、等々についての手がかりがえられなかった。この度防衛庁史料の『公文備考』(明治二十一年之部卷之六 凶書・医治・人事・刑罰) 中の「大尉曾根俊虎被告事件」記録によって、東京軽罪裁判所からの曾根への起訴状、司法大臣山田顕義から海軍大臣西郷従道への曾根の身柄引渡し要請文とそれに対する返書、東京軽罪裁判所からの起訴状に対する海軍部内からの曾根俊虎無罪を主張する反証文の内容が明らかにされ、これらの史料に登場する人物と曾根俊虎を結びつけて考える時に、振亜会⁽³⁾を興し、興亜会⁽⁴⁾の主要な役割をつとめ、清仏戦争に呼応して謀られた福州事件⁽⁵⁾とも係わり、武官から交際官に転じようとした曾根⁽⁶⁾の人と行動が、明治二十年十月二十六日に保安条令が発令された時点で更に判然するように入る。『公文備考』に基づき、曾根に対する起訴内容、それに対する反証、曾根俊虎について紹介する。

註

(1) 『東亜先覚志士記伝』下巻「清仏戦争当時の見聞を集めて著した法越交兵記において安南の衰亡を悲しみ、慷慨の氣筆端に迸る所我が安南に対する無関心の態度を攻撃して筆禍を買ひ、遂に下獄するに至った」(316頁)。「対支回顧録」下巻「先年来の見聞蘊蓄を傾けて法越交兵記一卷を著はすところがあつた。然も書中の論策に当局を非難する点があつて筆禍を買ひ」(300頁)。平凡社東洋文庫『三十三年の夢』付録(人物略伝)「明治十七年勃発した清仏戦争時の見聞を集め、法越交兵記を著わし、日本の安南に対する無関心を批判したため筆禍を蒙り、海軍を辞し下野した」(10頁)。「アジア歴史事典」巻五「八六年に参謀

本部海軍部編纂課長心得となつて法越交兵記を編し、筆禍により下獄した」(394頁)。その他『大人名辞典』第三卷(平凡社・昭和十二年版)等。

(2) 『公文備考』は防衛庁史編纂室所蔵で、明治九年から昭和十三年までの軍事、外交、人事、情報、凶書、医治、刑罰等に関する陸・海軍の公文記録で、現在整理中。

(3) 『興亜会報告』18頁第二集。「興亜会の起源は既に明治十年の春において曾根俊虎氏の設立せし処の振亜会支那語学校に創れり」。「興亜会報告」は明治十三年『興亜公報』と題して同年三月創刊。第二集より『興亜会報告』と改題。四月に第二集が出され同年九月の第十集を以て廃刊。

(4) 『興亜会報告』19頁「明治十三年二月十三日を以て第一回を開き、改称して興亜会と号す。更に支那語学校を開設す」。『郵便報知』明治十三年二月十九日「今度長岡護美、渡辺洪基の二君及び其他の諸紳士が亜細亞全州の国勢日に萎靡不振に帰するを慷慨し去る十六日より開業するに先だち、その発企者にて興亜会を設け」。『東京日日新聞』明治十三年三月十二日「興亜会第一期会 一昨十日は興亜会の第一期会にて、会員は神田錦町の学習院に集まりしが、大勢なれば流石の広廈にも居余りたり。先ず創立委員の鍋島直大君は長岡護美会長に代り祝辞を述べ、次に渡辺洪基、草間時福、曾根俊虎……諸君がおのおのの演説あり」。『東亜先覚志士記伝』上巻414頁「明治十三年三月九日神田錦町学習院に於て第一回会合を開き、鍋島直大の祝詞、渡辺洪基の設立趣意説明、幹事草間時福が設立経過を説明した後、幹事曾根俊虎は当時の駐日支那公使何如章が要事の為采合せぬ事を告げ、同公使が興亜会の設立を喜んでいとて公使との会見談を紹介し」。興亜会の目的とするところは『郵便報知』に述べられているが、興亜会の発足日については註文付野にみられるように異なつて伝えられている。

(5) 福州事件については未だその実態が判明されていないが、『対支回顧録』下巻に「当時福州には陸軍中尉小沢豁郎、木村信二、中野二郎、山口五郎太が在てひそかに結託して哥老会と連盟して事を挙げんとし……君(曾根)は此の計画中の福州へ十七年八月出張を命ぜられ翌月上海へ帰つたが、挙事は未前に

「公文備考」に記載せる曾根俊虎被告事件

政府に差し止められ……福州の挙事は種々に伝へられ真相の捕捉に苦しむが、或は哥老会と結んで清兵を攻め、之を降して後ち仏国に当らんとしたと称し、或は仏兵と結んで積弱の支那を倒し四百州の政權を握らんとし、更に又哥老会と結んで清仏戦争の紛乱裡に革命を実施せんとしたものであったといふ。而して君は第一の部にあつたらしい(299頁)「当時福州地方の形勢は人心の動揺その極に達し……元采血性に富む君(小沢豁郎)は……和泉邦彦、樽井藤吉……等と通謀し……非常手段を以て清国の革正を凶らんとした。所謂福州組事件とは此間に生じた君の活動であつた。……柴中尉は明治十七年十月福州に着し、小沢豁郎を説得し、其暴挙を阻止した(316—317頁)。曾根は清国と結んで仏軍に当らんとし、幼年学校出身でフランス語に長じた小沢は仏軍と結んで清国に当らんとしたのが実情のようである。清国に高く評価されていたらしい曾根の人柄は次の註(6)に散見される。

(6) 『秘書類纂 外交篇』中巻「……此要地(天津)に凡夫を置くときは徒らに李(鴻章)氏に乳臭児視せられ本邦の人才なきを笑はしむるに至らん……余は先に閣下(伊藤博文・総理大臣)に肝胆を吐露して交際官に転任して清国の事に従はんことを希望したり……希望する所のは天津或は福州二要地の内一個を選まざるを得ず……或は俊虎は久しく清国に在て探偵家の名あるを以て、領事官に不適任なるを云ふ者あらん。然れども余は探偵家の名あるよりは興亜会の名を以て清国人に知られ

たり（余は明治十三年上海に於て興亜会設立規則書三千部を刻して官民の知己に分布せり）。故に福州砲撃の際に同地の道台方盛勲は密使を以て余を招き同地の参謀官に充てんことを請求したり（此事未だ他人に一言せず）。また昨年在津中に李氏は伍挺芳をして余に來遊の意を通ぜしめたり、閣下……幸に余が孤立無援を憐察し、清国赴任の希望を達せしめられる時は、更に願くは天津・福州の二要地の内を以てせしめられんことを。然らば閣下に酬ゆる所大いにあるべし：明治十九年九月」（222—229頁）。これは曾根が伊藤博文宛に直接提出した交際官転官願

書で、武官から交際官（外交官）に転じた者は先に福島九成あり。当時曾根は小沢豁郎の福州拳兵失敗の情報が軍当局に伝えられ、局外中立を旨とする日本政府の方針に反し清国を援けべトナムを救おうとした曾根の立場もまた小沢同様に悪かったことを「孤立無援」といつているのであろうか。此の頃の福州領事は品川忠道、天津領事は原敬の後任者波多野承五郎、上海領事は河野謹一であった。これより約一年後、保安条令と同時に、十二月二十六日に「陸海軍士官は試験を要せず文官に任用し得る旨公布」がなされている。

一 東京軽罪裁判所の起訴状を中心に

『公文備考』明治二十一年卷之六に収められている「大尉曾根俊虎被告事件」は、通達・書簡・東京軽罪裁判所起訴状・海軍部内よりの反証文・意見書・裁判記録等全文で105頁ある。

曾根俊虎が起訴された理由は、秘密出版の発覚により明治二十年十一月二十八日に、山川善太郎、山田島吉、奥沢福三郎、加藤平四郎、樽井藤吉等が捕えられ、樽井の線から曾根が割り出されてきたと考えるのが妥当と思われる。東京軽罪裁判所から海軍宛に出された七項目にわたる起訴内容の要点を略記すれば左の如くである。

被告 海軍大尉 曾根俊虎

右出版条例違犯官吏侮辱罪事件ニ付訴訟事件ヲ審案スルニ同人カ関係シタル印刷物ハ数種ニ渉ルト難モ被告タル事実ハ井上毅ボアソナード対話筆記司法条約改正草案議事録及ヒ之ニ関スルボアソナード意見書ノ三種ヲ合輯シ之ニ評論ヲ加

へタル冊子ナリトス抑該冊子ハ樽井藤吉⁽¹⁾カ人心ヲ激昂セシメ政府ヲ攻撃スルノ目的ニ由リ広ク世間ニ頒布スルカ為メ私カニ矢田專之助⁽²⁾ヲシテ印刷セシメタルモノニシテ被告ハ当初其状ヲ知り評論ノ著作ニ加功シタルノミナラス印刷費ヲ給与シテ之ヲ助成シ且印刷成功ノ后該冊子ヲ受ケテ之ヲ他人ニ頒布セリ茲ニ其主タル証拠ヲ挙クレハ概左ノ如シ

第一 印刷費金貳拾五円ヲ与へタル事ハ被告カ帳簿ノ記載ト樽井藤吉ノ手扣帳ノ記載ト月日金員全ク符合シ……藤吉ノ經濟ハ生活必要ノ外頗ル余裕アルヲ信ス依是觀之ハ被告ニ於テ藤吉カ追々寒サニ向ヒ衣類等ヲ調ヘルノ必要ニテ貸シタリトノ弁解ハ曖昧ニシテ信スルニ足ラス夫レ九月十四日ハ暑中休暇ヲ終リテ僅カニ四日ナレハ単衣尚熱ヲ厭ウノ時候ニシテ寒サノ為メ負債シテ衣類ヲ作ル程ノ時節ニアラサルナリ

又藤吉カボアソナード意見書ヲ印刷ニ付セント企図シ加藤平四郎⁽³⁾或ハ樵秀二郎等ニ託シ種々印刷ニ苦心シタルモ……謝絶セラレ其意ヲ果ササル内島本仲道⁽⁴⁾方ニ於テ該意見書ノ印刷ハ即ニ他人ニ先セラレタルヲ知り遂ニ之ヲ受ケテ頒布シタルハ被告モ受ケタル所ノ此号ノ冊子ナリ而シテ該冊子ハ尚誤字脱文アリテ十分ナラサルヨリ其初志ニ基キ更ニ三種ヲ合輯シテ之ニ評論ヲ加ヘ圈点ヲ附シ段落ヲ切り全文ヲ訂正シテ以テ十月中印刷ノ事ヲ奥沢福三郎⁽⁵⁾ニ謀リ福三郎ハ同月二十九日矢田專之助ヲ紹介シテ藤吉ニ面晤セシメ藤吉ハ十一月四日印刷費貳拾円ヲ專之助ニ与へ同月二十一日三百部ノ印刷ヲ為シタルモノニシテ約言スレハ九月中発意シタル事柄ニシテ十一月ニ至リ成就シタルモノナリ

其証拠ノ一二ヲ挙クレハ印刷趣意書ノ成リタルハ九月ニシテ板垣退助ノ建白書ニ評ヲ入レタルモ東村守節カ十八日ヲ期シテ密会ヲ約シタルモ金ヲ与へタルモ此号冊子ヲ得タルモ又頒布シタルモ藤吉カ加藤平四郎ニ印刷ヲ託シタルモ皆九月中ニ係ワレリ……被告カ受ケテ頒布シタル部数ハ其自白ニ徵スルニ二十部内外ト云ヘリ是乃チ書状等ニモ見ル所ニシテ蔽フヘカラサルモノニ係レリ……秘密ニ係ワルヲ知リナカラ用捨モナク請求シテ他人ニ頒布シタル状況ヲ前掲ノ証拠ニ

参照スルニ是ヨリ先キ費用ヲ与ヘタルカ又ハ其志ヲ同フシテ事ヲ助成スルカ二箇ノ内一ニ居ルニアラサレハ如此無斟酌ナル事ハ普通ノ情誼上ニ於テハ為シ得ヘカラサルカ如シ……本冊子ニ編纂シタル情状等ヲ以テスルニ金貳拾五円ハ意見書印刷ノ為メ之ヲ与ヘ延イテ本冊子ニ及ヒタル事明ラカナレハ印刷費支与ノ目的茲ニ至リテ達シタルモノトス

第二 此号印刷物即チボアソナード意見書ニ樽井藤吉カ朱筆ノ評アルモノハ本案冊子ノ一タル事ハ該印刷物ヲ点検スルニ誤字ヲ訂スルモノ三十二評言ヲ加フル十有五脱字ヲ挿ムモノ五十九圈点ヲ加フル二十二節段落ヲ切ル数ヶ所字ヲ削ル三十ナリ其評言彼是ヲ比照スルニ左ノ如シ

(樽井藤吉筆記と目される箇所・筆者註)

(朱書)

裁判ヲ受クルノ權ヲ失フノミナラス裁判スルノ權モ亦失フナリ

土政府尚且然

外人焉ソ自語反对ヲ知ラサラン是我委員ヲ愚弄スルノミ

我委員ノ無氣力モ亦至于此乎長歎大息

(曾根俊虎の加筆と目される箇所・筆者註)

(墨書)

加之日本裁判官モ日本人ヲ裁判スル權ヲ失フナリ

日本人動モスレハ土国ノ衰弱ヲ憫笑ス⁽⁶⁾

焉ソ知ラン自家ノ彼レニ及ハサル幾百歩ナルヲ

是我委員ヲ愚弄スルナリ

日本委員無知ニシテ失敗ヲ取ルハ猶恕ス可シ今既ニ顧問

弥出弥愚欲不壳国可得哉

是猶日本人中ノ人材也日本人如此愚則本条約縱令不成亦其国亡乎

官ノ教示ヲ受ケテ自ラ其ノ非ナルヲ知ル而ルニ敵人ト通シテ国権ヲ損スルハ故意ヨリ為ス所ナリ壳国ノ罪秦桧ヨリ重キ事万々

城鼠社狐虎狼ト戦フ連戦連敗是其本分

……本文ヲ一読シテ彼此ノ評言ヲ玩味セハ朱書ハ墨書ノ稿案タル事明白ナリ……被告ノ家宅ヨリ押収シタル該印刷物ニ藤吉カ自筆ノ評言ヲ留メタル事ナレハ是等ノ狀況ニ拙作云々ヲ以テ呼寄セタル等ノ事情ニ徴スル時ハ被告カ評論ノ著作ニ関与シタル事ハ益々信ヲ措クニ足レリ……尚右等ノ狀況ニ参照スルニ板垣退助ノ建白書ハ藤吉ニ評論ヲ入レサセタル事東村守節⁽⁷⁾ヨリ輓近ノ朝政云々ノ来状等ノ事ヲ以テスルニ本案冊子ノ評論著作幾分ニ加功⁽⁷⁾シタリト認メサルヲ得サルナリ

第三 麻溪書屋⁽⁸⁾ノ野紙ニ写シタル板垣退助ノ建白書ニ藤吉カ評ヲ入レタル事ハ承諾ニテ為サシメタルコトハ自白スル所ニシテ其評ニ曰ク

撫子曰ク華族ニシテ王家ノ藩籬タラシメントスルカ予ハ王家ノ滅スルノ期迫リタルヲ知ル⁽⁹⁾……依是……藤吉ト交遊ノ關係並ニ評論著作ノ原因ト為ルヘキ其一端ヲ窺ウニ足ルヘキヲ信ス

第四 十月十九日付樽井藤吉ヘ宛テタル端書郵便ニテ入御覽度拙作有之候間明朝八時前ニ御来車云々其拙作トアルハ評

論ノ著作ヲ示ス為メニ呼寄せタルナラントノ推問ハ偶然ニアラス蓋シ当時ノ事情人物名物名ヨリ其ノ他ノ諸般ノ事符牒
隱語ヲ用ヒタル事多シ其ノ一例ヲ挙クレハ或ル者ハ自由閣主人ト書シ……現ニ樽井モ前項ノ評ニ撫子ト書ス……日本憲
法草案ト唱フルモノヲ指シテスキヤガシ西哲夢物語ヲ薄葉ボアソナード意見書ヲ六韜三畧ト云フテ相通シ各自深く注意
シ……十月十九日二十日頃ハ評論成稿ノ時期ナルト早朝人ヲ呼寄せテ示ス情態ト被告ノ家宅ヨリ種々証拠物ノ出タル事
等ニ照シ見レハ頗ル的中シタル事疑ヒナシ

第五 対話筆記ノ印刷原稿ハ其評論ノ手蹟三種アリ其一種ハ藤吉之ヲ認メ其一種ノ数語ハ文氣筆蹟共ニ被告ノ所為ノ如
クナリシモ筆蹟ノ如キハ常ニ同一ナルヲ得カタキモノニテ……被告ハ後ニ至リテ其筆蹟ハ古海長義ノ手蹟ニ似タリト云
ヒ藤吉モ亦同一ノ陳述アルモ古海ハ関リ知ラスト云ヘリ故ニ漠トシテ疑似ノ間ニ彷徨スルモ独リ此ノ筆蹟ノミヲ用イテ
被告カ罪ノ有無ヲ断スベキニ非ス蓋シ共犯山田島吉ノ家宅ヨリ出テ矢田專之助カ印刷ニ供シタル原稿ニテ島吉ニ渡シタ
リト各自之ヲ認メタルモノナルヲ以テ本冊子出版ニ関シ証拠ノ一ツナリトス何トナレハ三種合本ノ印刷ナレハ一ヶ所ニ
テモ被告ノ評アランカ其責任ハ各犯皆同一ナルノミナラス……原稿ノ一部分即チ第二項ノ印刷物被告宅ヨリ出タル事等
彼此相須チテ全体ヲ成ス必要アレハナリ

第六 印刷趣意書藤吉ノ稿案ハ細字数葉ノ長文ニシテ……其印刷ニ付セントスル当時被告ノ手ヨリ東村守節へ貸シ与へ
タル事モ既ニ明白ナリ……

第七 他ノ冊子ヲ頒布シタル事数多ニシテ本案冊子ヲモ数部受ケテ之ヲ頒布シタル事ハ事實明白ニシテ被告ノ自白モア

レハ之ヲ贅セス

概ネ右ノ如クニシテ他ノ徴憑ハ数フルヲ須ヒスト雖モ証拠上被告ノ所為ハ樽井藤吉ト共犯出版ノ事實ヲ認ムルニ充分ナルノミナラス官吏侮辱罪ハ当然其責ヲ免レサルモノト思慮ス仮リニ出版共犯ノ証拠ハ不充分ナリト做シテ看ルモ該冊子ヲ頒布シタル事實ニ就キ前顯数点ノ証憑ヲ以テ単ニ知情ノ証拠ニ供スレハ頗ル余リアルモノニシテ官吏侮辱罪ノ共犯者タル事ハ疑ヒヲ容レサルナリ然リ而シテ被告ハ嘗テ海軍武官ノ職ヲ甘ンセス汲々トシテ榮達ヲ求メタルモ終ニ其志ヲ得サルヨリ井上伯ヲ怨惡シ同具人某カ窃カニ所持スル機密書類ヲ借り出シ之ヲ樽井藤吉ニ示シ(為ニ星亨⁽¹¹⁾モ之ヲ転写シテ所持シ其家宅ヨリ押収セリ)以テ井上大臣ヲ目スルニ姦賊ヲ以テスルノ証シト為シ民間激徒ノ歎心ヲ得ン事ヲ努メ又明治二十年九月以來病ト称シテ出勤セス本年二月初本案事件ノ官ニ發覺シタル事ヲ聞知シ同月二日快氣ト称シテ突然出勤シタルモノナリ蓋シ其間或ハ墓參ヲ名トシ或ハ病氣療養ヲ名トシ旧里近具其他ノ地方ヲ漫遊シ以テ民間ノ有志ニ会シタル等ノ事蹟ハ被告カ本案事件ヲ起生スルノ原因ナルヘシト致思料候也

明治二十一年八月十一日

當時の曾根の動きを海軍奉職履歴に前後して照らし合わせてみよう。

明治十七年八月二十九日 天城艦に便乗シテ上海發福州探偵ノ為メ出張 九月十八日上海江帰着十九年(海軍省)

明治十九年三月二十二日 參謀本部編纂課長心得被仰付(海軍省)

同年同日 清国上海へ出發 同四月八日着京(海軍省)

明治二十年三月十八日 海軍語類編纂委員被仰付(海軍省)

明治二十年十一月一日 往復一週間ヲ除キ三週間米沢へ墓參

明治二十年十二月十七日 海軍語類編纂委員被免(海軍省)

明治二十一年一月十六日 許可 三重県御館温泉へ即日出発

明治二十一年二月四日 参謀本部海軍部編纂課長心得被免 待命被仰付 但シ東京ニ滞在スヘシ

同二十一日 待命被免(海軍省)

明治二十一年十月六日 四週間伊豆地方へ転地療養届

明治二十一年十月十日 無罪宣告(海軍省)

とあるように、起訴状の第七項にいう墓参、療養は明治二十年十一月一日、二十一年一月十六日のことを指しているようである。明治二十年の墓参は、曾根の父曾根敬一郎俊臣(号魯庵)⁽¹²⁾の門弟有志の贖金によって松岬公園西堤上に巨大なる碑を明治二十二年八月に建立する準備のためであったのかも知れない。

起訴状と奉職履歴を合わせ見ると、曾根に対する官憲の手は樽井が逮捕された二十年十一月から動き始め、翌年二月には参謀本部海軍部編纂課長心得被免とあることから判ずれば明らかに曾根の身近に危険が迫ったようである。家屋も調べられ、証拠品を押収され曾根の立場は益々悪くなる。明治十九年に小沢豁郎が香港から東京に呼び戻されて福州事件が上層部に詳しく伝わり、⁽¹³⁾立場こそちがえこれと係りをもっていた曾根は海軍部内での先行きも余り希望がもてなくなった。前章の註(6)に引いたように、交際官への転身を計ったがそれも果されず、むしろ起訴状第七項に「海軍武官ノ職ヲ甘ンセス汲々トシテ榮達ヲ求メタルモ終ニ其志ヲ得サルヨリ井上伯ヲ怨悪シ」(当時外務大臣は井上馨)とあるような結果を招くにいった。曾根が井上伯の心情を悪くしたと思われるようなことは、『史学』45巻第1号にもふれたように、これより先の台湾出兵時にもすでにあったのである。

海軍部内では曾根の身辺に官憲の手が届くのを察知するや即座に明治二十一年二月四日に編纂課長心得を被免し待命処分にした上で、海軍大臣西郷従道より賞勳局総裁柳原前光宛に「待命海軍大尉勲六等 曾根俊虎 右之者被告事件本罪禁錮以上之刑ニ該当スヘキ者ト思料シ鎮守府監獄署監倉ヘ収禁 明治二十一年二月十五日」の届けを出し、一応官憲のホコ先をかわすために、一応取調べた上で収禁を五月二十一日に解いている。しかし官憲側も追求の手をゆるめず、先の起訴状を二十一年八月十一日に海軍に提出し、更に山田司法大臣は西郷海軍大臣宛に親書を送り「曾根俊虎事件ニ付重ネテ御協議ノ趣ニ依レハ同人ノ官ヲ免セラルヘキニ付東京輕罪裁判所ニ於テ樽井藤吉等ト共ニ審理致サスル様可取計旨ニ有之委細承了被致候右ハ明治十八年依リ輕罪裁判所ノ審理ニ付スル様可致候間同人引渡シ方可然御取計有之度此段及御回答候也 明治二十一年八月二十九日」と、曾根の身柄を東京輕罪裁判所に引渡すよう申し入れている。山田司法大臣から海軍大臣への親書は合計三通収録されており「……現今将来共司法統一之点ヨリシテ甚不都合之次第トモ被考程ニ付尚疾ト御詮議致シ度ク……八月二十七日」「曾根俊虎事件ニ付申進メ候趣為シ候処追々時日遅延相成候付免官処分ヲ待タス可成速ニ御引渡シ相成度候……明治二十一年九月五日」にみられるように大変強硬である。

これに対し西郷海軍大臣から、八月二十七日付の山田司法大臣からの第一通目の親書に対する返信は「昨日ハ曾根俊虎被告事件ニ付縷々御来示ノ旨並ニ同事件ニ付遂一御意見書拝見仕り候……同人義都合有之免官致候間……軍法會議之感覺動カスヲ得可キ手掛リニテモ得ラレ候ハハ依之裁判統一ノ結果ヲ得候コトハ可有之候ヤト存シ候間其ノ筋ノ者へ御命令相成度前件御取計リ致サレル様御協議ニ及ヒ候也 八月二十八日」とあり、曾根の追求に対して、閣僚及軍部の意向を探るための時間稼ぎを策したが、馬関にあった伊藤次官から「馬関発 二十一年九月六日午前発 西郷海軍大臣宛 曾根ハ在官ノママ司法裁判所へ引渡ス方可然トノ総理大臣（伊藤博文）ノ御意見ナリ」の電文を受け「電報ノ趣承知ス尚司法卿ト協議ノ上可然取計アレ 西郷海軍大臣」の指示を当時の横須賀鎮守府司令長官中牟田倉之助中將にも与えた。しかるに九

月十二日に中牟田長官より「曾根ヲ司法裁判所へ渡スコトハ判士長承諾セス押シテ承諾セシムルノ内訓ハ下タシ難シ 裁判所ト反対ノ宣告ヲ為スモ法律上差仕エ無シ 依テ司法大臣トノ協議取消シタシ至急御指揮ヲ乞フ」の報に接し、一転して海軍大臣は中牟田司令長官宛に「曾根事件裁判所協議ノ内訓取消ススミヤカニ宣告スヘシ 十月九日」と指令し、その翌日になされた判決が、『史学45卷1号』に先に述べたところの判決文である。『公文備考』に収録された史料によれば、曾根の無罪決定は二十一年五月二十三日に海軍部内で既になされておられ、十月十日に横須賀鎮守府軍法会議主理荒尾金吾立会のもとに官憲の追求に対し判然と終止符を打つべきため無罪宣告をしている。時の東京輕罪裁判所予審判事は伊知地先定、審問委員は白石海軍大尉、判士長は海軍大佐大野義方、判士は海軍少佐菅野覺兵衛、寺岡求馬、稲尾震也、主任判士は海軍大尉内田政彦、録事は上遠野正次、平井辰造であった。

この事件処理の経過を『公文備考』でみると、海軍部内では面子にかけても海軍大尉曾根俊虎を東京輕罪裁判所に身柄引渡しする意志は皆無で、事件発覚後ただちに無罪決定を下しており、裁判所から起訴状が発せられた八月十一日は海軍部内の決定より三ヶ月後のことであった。海軍部内では初手から曾根を官憲の手から遠ざけるために、監禁、出張、療養等の名目で一応司法当局の鋒先をかわしながら、内々裡に処理しようとしていた意図がありありと読みとれるのである。

註

(1) 樽井藤吉と曾根俊虎の初の出会いは明らかではない。後記する海軍部内の反証文第七項によれば「既二十数年来ノ交際ナレハ」から推察すれば、恐らく福州拳兵以前からではないかと思われる。曾根の海軍退役後に「明治三十五年十一月（北京にて）二十七日午後四時半、客を燈市口余園に請う。会する者服部宇之吉……曾根俊虎、樽井藤吉、長谷川辰之助（二葉亭四迷）」

……七時に至りて散ず」（『内藤湖南全集』卷六361頁）とあり、その後の交友の一端がうかがえる。樽井の著した『大東合邦論』中に岡本監輔が明治二十六年六月に寄せた序文に「聞法軍攻福州 謂是閩東洋諸国之安危 不止清国之憂也 直航清国 将救解之……」「丹芳嘗見蒼海副島先生 服其学識 遂為弟子」とあり、曾根、副島、樽井の線からの交友もまた考えられうる。曾根は明治六年に副島種臣が特命全權公使として清国に向う時竜

曠艦に同船し、『蒼海全集』(卷一、15 a b。卷二、74 b)にも曾根俊虎に寄せる二文が掲載されている。

(2) 矢田専之助の名は『自由党史』(岩波文庫)下巻317頁に「貫籍不明 矢田専之助」とあり、これは明治四十三年版の『自由党史』にも矢田に記されている。恐らく矢田の誤りであろう。

『公文備考』中の海軍部内で作成された反証文に「島根県士族 矢田専之助(偽名美美麟事)」と軍法会議提出書類反証第一項に記されており、『自由党史』下巻316—317頁に「島根県 美美麟：貫籍不明 矢田専之助」とあり、逮捕された氏名中、二人の人物が居たように記されているが、裁判に提出された書類に従えば、これは全く同一人物であることになる。

(3) 岡山県出身。十一月二十八日に逮捕された。

(4) 保安条令により退去を命ぜられた。高知県出身。『自由党史』下巻327頁「是時に方り島本仲道は更に別方面より三大建白の目的を達するの道を講ぜんと欲し……大に画策する所あり」

(5) 千葉県出身。十一月二十八日に逮捕された。

(6) 『自由党史』下巻311頁に「日本帝国独立の主権は果して何くに在る乎。斯の如きは則ち土耳其尙之を為さず、唯埃乃に於て之を見る耳と」ある。『自由党史』中に見える建白文には他にも類似した箇所が見られる。

(7) 土佐藩士 初代清国公使館附武官福原大佐随員の一人。明治六年一月陸軍省十二等出仕。事件当時は名古屋陸軍糧食主管。二十二年六月休職。翌年予備役入。

「公文備考」に記載せる曾根俊虎被告事件

(8) 曾根は当時、麻布区鳥居坂町十一番地に居住し、麻溪書屋とは曾根の書屋を指す。

(9) 『自由党史』下巻267頁。板垣退助の封事に「……何ぞ王室に藩籬たるが為に、空爵虚位なる少数のものを以て多数の人民に対するの理あらんや」とみえる。

(10) 千葉県出身。十一月二十八日に逮捕される。

(11) 『自由党史』下巻346頁「星はひそかに板垣の封事、谷、勝の意見書、及び原規と題せる憲法草案の官文書を印刷して、弘く同志の間に散布し、以て大に鼓舞せんと企て」とあり、『公文備考』中の「機密書類ヲ借り出シテ之ヲ樽井藤吉ニ示シ(為ニ星亨モ之ヲ転写シテ所持シ其家宅ヨリ押収セリ)」とある機密書類とは、『自由党史』に云う憲法草案の官文書を指すものとも考えられうるのではなからうか。

(12) 「曾根魯庵。通称敬一郎。諱は鳳。又の名は俊臣。字は元端。文化十一年(一八一四)米沢馬喰町西之町に生まる。幼にして学を好み年十五にして父に死別。年二十一にして興讓館助読に挙げらる。明治戊辰之役に従軍し、老令に拘らず百銃隊長に任せられ七月二日越後大黒の戦に自ら乞ふて先頭に立ち、奮戦大いに努め終に敵弾に倒る。時に五十五才」(『米沢市史』曾根魯庵伝)。俊虎は魯庵の一人息子で、父の戦功により米沢藩では破格の百五十石を贈わった。米沢藩では家督相続時の秩祿は二十五石がきまりであった。雲井竜雄は魯庵に学び、俊虎は雲井竜雄に教化された。雲井と曾根の係りを知るには《送曾根

太郎序》(『雲井竜雄』尾崎周道著、中央書院166—170頁)がある。
(13) 『東亜先覚志士記伝』上巻316—317頁。「陸軍でも之(福州拳兵)を容易ならぬことと認め、現役中尉であった小沢を待命処分に附し特に軍艦を派遣して取押さへるといふことにまでなつた。……結局小沢は香港に転勤させるといふ寛大な処置で解決をつけることになつた」。福州事件に曾根が小沢と異なる立場から係りがあつたことが発覚する以前に、当時小沢の上官であつた編纂課長杉山直矢陸軍少佐が被免され、曾根が編纂課長心得となつた。『対支回顧録』下巻杉山直矢列伝255頁には「柴五郎大将曰く《明治十一年頃より同十九年にかけて、時の海陸合併の参謀本部内に於て、支那關係の事に最も精力的に打込んで諸

般の画策に従ひし人に、陸軍では山本清賢、杉山直矢と、海軍では曾根俊虎とであつた」と伝えている。なお清仏戦争時に渡清した曾根の行動の一部は『光緒朝中日交渉史料檔』No. 354と355に記されている「北洋大臣來電 光緒十一年二月初五日 至電報檔 密頃 東撫電稱方道報 日領事函稱該國曾根俊虎帶員馬辣陣兵託病 由陸路赴洋遊歷……」。馬辣陣兵とあるのは『対支回顧録』下巻415頁によれば、「(馬場練兵は)十八年二月……曾根俊虎大尉と共に三月芝罘に上陸し、陸路黃嶺、竜口、三山口、海廟、沙河、濰嶺、唐官屯を経て官道を北上して同月末日天津に入り」とあることに照合すれば、おそらく馬場練兵を指していることと思われる。

二 海軍部内の反証の概略

反証は九項目から成る長文なので、その主たる反証箇所を摘出すれば左の如くである。

第一 ……被告ノ自筆ナリト認メラレタル所ハ……五ヶ所ニシテ……被告ノ筆蹟ト照合スルニ其筆勢同一ナルモノト断言スルヲ得スムシロ同一ナラサル筆勢ト鑑定スル方却テ当ヲ得ルモノノ如シ……評語モ被告ノ書入レタルモノナルヘシト想像スルニ過キス是レ本項其認定ノ以テ確實ナラストスル所以ナリ

第二 ……意見書ノ被告宅ニアリタルハ被告及樽井ノ申立ノ如ク樽井ヨリシバ印刷物ヲ送ル際偶然送り来リシモノト見做ス方却テ真ヲ得ルモノノ如シ是レ本項其認定ノ以テ確實ナラストスル所以ナリ

第三 ……被告ニ於テハ近来特ニ樽井ト親密ノ交際セシハ民間有志者ノ内情ヲ探リ秘密出版物等ヲ得ンカ為ナリト申シ

立テ審問委員ヨリモ之ニ信用ヲ措キ……被告ニ於テ往々手段ヲ用ユル跡アルヤ明ラカナリ是レ本項其認定ノ以テ確ナラ
ストスル所以ナリ

第四 ……被告ニ於テハ本件以外ノ印刷物ハ之ヲ樽井ヨリ貰受ケタルニ止リ其出版ニツキ關係セシ事跡アルニ非ス……

第五 被告ヨリ樽井ニ金二十五円ヲ遣ワシタルハ二十年九月十四ナリ……協議ヲ為セシハ十月中ニシテ……樽井ヨリ矢
田ニ金二十円ヲ渡シタルハ十一月四日ナル事等ハ關係書類中ニ於テ明日ナリ然ラハ其印刷ニツキ未タ協議ニモ及ハサル
九月十四日ニ遣ハシタル金ノ事ナレリ以テ印刷費ニ充テタルモノト推測スベカラス否推測シ能ハサルモノナリ況ンヤ被
告ハ樽井ト十數年來ノ交友ニシテ特ニ財産家ノ聞ヘアルモノナレハ金円ノ貸借ハ毫モ怪ムニ足ラサルヘシ……

第六 樽井ノ起草ニ係ワル趣意書ハ被告ニ於テ修正シタルヘシト認メラレタルモ其原案等ヲ得タルモノニアラサレハ是
亦文章ノ巧拙ノ点ヨリ推測セラレタルモノノ如シ……

第七 樽井ト親密ノ交際ヲ為シタリト云フモ既ニ十數年來ノ交際ナレハ之ト政黨ノ主義ニ基キ交際セシモノト認ムヘカ
ラス……特に政府ニ反対スル民間有志及ヒ保安條例ニ由リ退去セラレタル者等ノ情況ヲ當時ノ總理大臣及其他ノ貴顯ニ
密告シタルノ事實アリ凡ソ被告力是等ノ所為ハ却テ被告カ利益ナル有力ノ証拠ト云ハサルヘカラス……

第八 ……板垣意見書ノ評ヲ見ルニ全篇數十頁ニ渉ル長文ノ間ニ評ヲ記入シタルハ僅カニ一ヶ所ニ止マレリ……他人ノ
物品ニ無断ニテ書入レスベキ筈ナシト云フモ是レ單ニ一片道理上ノ論ニシテ親友ノ間柄ニ在テハ實際如此ノ事往々之レ
アルナリ……彼ノ數十頁間僅カニ一ヶ所ニ止マルモノナルヲ以テ或ハ心付カスニ居リシモ亦タ知ルヘカラス……

第九 被告ニ於テ印刷物ノ幾部ヲ頒布シタリト認定セラレシハ抑モ何等ノ事實ヲ指シタルモノナルカ……本件印刷物ノ
被告ニ於テ手ニ入りタルモノヲ閱スルニ僅カニ二部ニ過キス而メ審問委員ニ於テ調ブル所ニ依レハ其内一部ハ被告宅ニア
リタルトノ事ナレハ之ヲ他人ニ交付セシハ他ノ一部ニ止マレリ……此一事ヲ以テ樽井ト共謀シテ頒布ノ担当ヲ為シタル

モノト云フヲ得ヘキカ新出版条令第一条ヲ見ルニ発売又ハ頒布ト並記シアリ即チ発売ト均シク公ケニ世ニ頒布トノ意味ニシテ徳義上ヨリ知人ノ間ニ密カニ一二部ヲ分与セシ即チ被告ノ所為ノ如キモノヲ云フニハアラサルヘシ然ラハ更ニ山田島吉ニ於テ頒布セシ所為ヲ以テ被告モ亦其責ヲ免レサルモノト論センカ……仮令被告ト山田トハ直接ノ面識ナキモノトスルモ共犯者ノ一人ニテ頒布シタル以上ハ被告ニ於テモ其責ヲ免レサルモノト見做セシモノノ如シ然レドモ是レ被告ヲ以テ評論ヲ記入シタル事實即チ樽井ト共謀セシモノト認定セシニ由ル所ノ論ナリ故ニ前既ニ論究セシ如ク其認定ニシテ確實ノモノト認メサル以上ハ右山田ノ頒布ヲ以テ其責被告ニ及フトノ論モ自ラ無要ニ屬スルニ至ラン是レ本項其認定ノ以テ確實ナラストスル所以ナリ

右の反証は、要するに曾根の行動は民間の情報蒐集のためのものであって、樽井との接触もまたその一手段に過ぎなかつたと論じている。たまたま曾根と樽井と十数年来の親交があり（これが事実とすれば樽井との出会いは明治十年前のことになる）、それ故に評語の一部を記入したというようなきさいなことに心をとめなかつたし、金銭の問題は親交上の単なる貸借関係であつたことを強調し、かつ出版計画以前の出来事として訴訟を論破していく。廟堂官吏侮辱も情報蒐集の一弁法としており、探偵家としての曾根の経歴を逆に利用している。記訴状第七項の井上伯に係わる箇所には一切ふれていない。樽井とは単なる親交であつて、思想・活動面での関係は皆無であるということを強調することによって他の民間人被告との関係もまた曾根と係りが無いものとして曾根の無罪を主張する。

東京軽罪被判所から提出された起訴状と、海軍部内から出された反証文を比較して、そのいずれの部分が真で、いずれの箇所が真でないかは、今後より多くの史料に当り、詳細なる検討を加えた上で結論づけたいと思う。

曾根俊虎の思想と行動の原点と考えられるものとして『俄国暴状誌』（明治二十九年刊）に「君先君世固中国之山東人

迨宋末以事帰日本……倡立興亜会広集同志 籌興亜之策……上海同文滬報館主人」(170頁)の一文がある。曾根の家系を『上杉家御家中諸士略図』卷八(米沢市立図書館蔵)によつてたどつてゆくと、曾根家の初代は上杉為景の代に仕えた初代異言齋、二代目是言齋となつており、宋末と為景の代とは年代的にへだたりがありすぎるが、異言とあるのは、やはり中国山東之人といふことと曾根家初代より幾年か前において中国と関係があつたのかも知れない。もし然りとするならば、曾根が精魂こめて親清家として活躍したことの一因として考えられるのではないだろうか。勿論曾根が情報蒐集する上での便法的言辭ともまた考えられうることもあるが。また今回の曾根の事件は、海軍大尉曾根個人の問題に止どまらず、起訴状に見る限りにおいては当時の政治・外交・社会面において最大関心事であつた条約改正問題、自由民権運動とその活動家たちとの係わりも含み、奥深い問題を提起しているのである。『公文備考』に記載せる海軍の敏速な処理が本事件についてなされていかなかつたならば、『自由党史』の一頁に曾根俊虎も樽井藤吉、矢田専之助等と共に名を連ねて記されていたかも知れない。

最後に曾根のプロフィールとして明治四十三年六月一日付『報知新聞』の記事を紹介させていただく。「老志士曾根俊虎歿す 清国に信望最も厚し 府下荏原郡大井町鈴ヶ森居住、退職海軍大尉曾根俊虎氏は、もと羽州米沢藩士にて壮年の時出京して雲井竜雄、西郷南州、大久保甲等々の諸家と交はり、国事に尽したる慷慨家なりしが、去二十四・五年の在清中伊藤内閣の忌諱にふれて退職後、主に清国蘇州に在住して、李鴻章その他の名士と交はり、…清人間の氏の勢力は頗る侮るべからざるものありしが、昨年咽喉部に動脈瘤を患ひて帰朝し、爾來養生中なりしが、生來の覇氣は更に鎖磨せず、清国における或大望もすてかねて、しばしば清国公使を招きなどして清国の内事を患ひしが、去月三十日午前四時病革まり遂に卒す。死に至るまでは大望の遂に成し遂げずして身を終るを深く遺憾となし居たりといふ。氏は漢文の素養深く、著書に清仏戦争記などあり」。

(和曆)	(月 日)	(西曆)	(年令)	(略 歴)	(発令)
弘化	4 10 6	1847		米沢藩馬喰西之町にて曾根敬一郎俊臣(号魯庵)の長男として出生	
慶応	4 5	1868	20	戊辰の役に出陣	
明治	2 4 16	1869	22	甘粕備後継成へ英学修業のため江戸に出たき旨申し出る(「甘粕備後継成遺文」P. P. 145-7) 雲井竜雄より「曾根小太郎を送る」の文を贈らる	
明治	4 12 9	1871	24	兵部省に入り東京丸乗組員被仰付	兵部省
	5 6 22	1872	25	任海軍少尉 水兵本部分課	海軍省
	6 3 7	1873	26	外務卿副島種臣特命全権公使として清国に派遣の節竜驤艦に同船	"
	12 10	"	26	任海軍中尉	太政官
	7 8 22	1874	27	蕃地事務局勤務	海軍省
	9 2	"	"	上海出張(同地にて町田実一主計と軍専品調達)	"
	8 12 5	1875	28	帰国	
	9 2 10	1876	28	清国派遣	太政官
	11 1 17	1878	30	帰国	
	1 18	"	30	拜謁被仰付(4月11日翻訳課勤務)	太政官
	12 3 10	1879	31	日進艦員外乗組員	海軍省
	" 16	"	"	実地研究の為竜驤艦にて支那海へ向う	"
	4 15	"	"	福州府下視察の为上陸 6月18日帰艦	
	7 2	"	"	帰国	
	" 18	"	"	任海軍大尉	太政官
	13 1 31	1880	32	清国出張被仰付置候処詮議の次第有之候付出張に不及	海軍省
	4 5	"	"	清国派遣(2月13日興亜会第一回会合)	"
	11 8	"	"	帰国	"
	14 2 3	1881	33	金剛艦員外乗組員 清国派遣	"
	3 22	"	"	帰国	
	5 31	"	"	朝鮮人渡来に付専対員兼務被仰付	海軍省
	15 8 2	1882	34	清国派遣	"
	16 6 9	1883	35	清国派遣	"
	17 8 29	1884	36	天城艦に便上して上海発 福州探偵の為出張 9月18日上海帰着 19年帰国	"
	19 3 22	1886	38	参謀本部海軍部編纂課長心得	"
	" "	"	"	上海へ出発	"
	4 8	"	"	帰国	
	21 2 4	1888	40	参謀本部海軍部編纂課長心得被免 待命被仰付 東京に滞在すべし	海軍省
	12 10	"	40	待命被免	"
	24 3 6	1891	43	依疾病退役被仰付	"
	29 4 30	1896	48	台湾総督府撫墾署主事	"
	5 25	"	"	台東撫墾署長	内閣
	10 3	"	"	台東撫墾署長被免	台湾総督府
	11 5	"	"	非職を命ず	"
	30	1897	49	宮崎滔天と陳白を初対面させる	
	31 1 17	1898	50	依願免本官	内閣
	43 5 31	1910	62	病死(養女曾根タケ女史の言に従う死亡月日)	